

福祉有償運送サービスの事業内容

(R2.4 改正)

伊根町社会福祉協議会

福祉有償運送事業とは

福祉有償運送事業は、公共交通機関の利用が困難な方を対象にした外出支援サービスで、本会では、道路運送法第79条に基づき、自家用有償旅客運送者として運行しています。(国土交通省の許可により運行しています)

登録された利用者が主に病院への通院や入退院、公共機関での手続きなどの外出を支援するものです。

利用できる方は

お一人で公共交通機関を利用できない人で、次の内容に該当し、本事業に利用会員登録している人。

- ① 65歳以上の高齢者で要支援、要介護認定を受けている人
- ② 身体障害者福祉法による手帳を持っている人
- ③ 人工血液透析を受けている人
- ④ その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、単独で移動が困難な方
- ⑤ 医師が福祉有償運送サービスを必要とする内容の診断書により利用可能

利用できる日と時間帯は

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※ ただし、祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

利用できる内容は

- ① 通院または入退院
- ② 公共機関での手続き(例:役場、保健センターなど)
- ③ 買い物(伊根町内、与謝郡管内)

※ 出発か到着のどちらかが利用者宅(伊根町内)であること。

- ・利用可能な例 ○利用者宅 → 病院 ○利用者宅 → 買い物
○利用者宅 → 役場
- ・利用不可能な例 ×病院 → 病院(転院)
×病院 → 施設

利用できる範囲は

出発と到着のどちらかが伊根町。

送迎範囲は、伊根町、与謝野町、宮津市、京丹後市

利用料金は

15分間まで500円 以後15分ごとに500円加算

利用会費は

初回は年会費として2,000円を別途頂きます。

次年度からは1,000円を頂きます。

利用申し込みは

利用日の2日前までに社協に電話で予約します。

また、予約を忘れていたという理由での、前日及び当日の利用申込には対応できないことがあります。

下記の利用条件を承諾ください

- ① 運転手は車両の運転業務以外は出来ません。 行き先でのお金の支払い代行、金融機関(ATM)での代行やお手伝い、ベッドから車椅子への移動などの介助はできませんので、介助が必要な方は、必ず付添の方が同行してください。付添者に利用料はかかりません。
- ② 予約無しの当日利用など、緊急の利用は対応出来ません。
- ③ 家族などで対応できる場合はそちらを優先して下さい。
- ④ 移送中の事故による補償は、本会が加入している保険の契約の範囲内とします。
- ⑤ 台風・大雪などの悪天候や交通状況などにより、運行が遅れたり中止する場合があります。
- ⑥ あらかじめ利用者と協議した行程のみとし、途中の寄り道は出来ません。
- ⑦ 他の方と乗合になる場合があります。
- ⑧ 利用は会員登録された方に限ります。付添者が診察や用務をすることは出来ません。
- ⑨ 利用料金は、できる限りつり銭がいらぬようにお願いします。
- ⑩ 救急車的な利用の対応は出来ません。
- ⑪ 運転手への暴言等、無理難題を言われる方のご利用は対応出来ません。

お問合せ

伊根町字泊1番地

社会福祉法人伊根町社会福祉協議会

電話 32-0176